

令和8年度 芸術家登録のご案内（募集要項）

新潟県では、文化芸術活動を行っている団体又は個人の活躍の場を広げるとともに、県民に文化芸術に触れる機会を提供するため、令和8年度に以下のとおり芸術家派遣事業等を実施します。

つきましては、各事業の趣旨をご理解いただき、協力芸術家としてご登録をお願いいたします。

ご登録いただいた情報は、協力芸術家名簿として取りまとめた上、県ホームページに掲載させていただきます。

1. 事業一覧

- ・ 出前体験教室
- ・ 出前コンサート
- ・ 出前ワークショップ
- ・ 文化団体・イベント等マッチング事業

※各事業の詳細については、実施事業一覧表、概要を参照してください。

2. 登録手続き

〈提出するもの〉

- ・ 協力芸術家登録票
- ・ 新規に登録する場合は、写真（登録芸術家本人、作品・演奏などが分かるもの、可能であれば電子データ）を提供願います。
- ・ 既に登録している方で、写真を更新したい場合は、写真を提供願います。
※協力芸術家登録票の電子データは以下からダウンロードできます。

（新潟県トップページ＞組織別＞文化課 <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/artist2026.html>）



〈提出締切日〉

令和8年5月20日（水）

※ 新規登録の場合は随時受け付けます。

〈送付・問い合わせ先〉

新潟県観光文化スポーツ部 文化課 芸術文化振興室

〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

TEL：025-280-5139（直通）

E-mail：ngt150030@pref.niigata.lg.jp

■既に登録されている方へ

県ホームページで現在公開されている協力芸術家名簿を御確認いただき、変更や抹消の希望がある場合は変更箇所等をメールにてご連絡ください（協力芸術家登録票を提出いただく必要はありません）。提出締切日までにご連絡がない場合、協力芸術家としての登録を継続します。

実施事業一覧表

事業名	新潟県文化祭 芸術家派遣事業			文化芸術団体・イベント等マッチング事業
	出前体験教室	出前コンサート	出前ワークショップ	
登録芸術家の要件	文化・芸術活動を実施している個人又は団体で以下に該当するもの			新潟県内に居住又は県内を主な拠点としている
主な実施施設	小・中学校、特別支援学校	文化施設、美術館、博物館、図書館、公民館	文化施設、美術館、博物館、図書館、公民館	企業、学校、病院、商店街
実施内容	児童・生徒を対象に実技指導、講話等の体験教室を実施	来場者を対象に楽器演奏等のコンサートを実施	来場者を対象に実技指導、講話等ワークショップを実施	・左欄記載の実施内容全て ・美術展、商店街イベント等への出演、広報への協力等
実施回数	同一芸術家による実施回数は最大2回			上限なし
実施時期	随時（応募受付順）～令和9年3月31日			随時
主な対象分野	音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術	音楽、舞踊、大衆芸能、伝統芸能（コンサート形式で実施可能なもの）	音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術	音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術
県負担経費（負担額）	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金（7,600円/1h、3時間、3人まで） ・旅費（実費） ・材料費等消耗品（実費・2万円まで） ・楽器等レンタル費（実費・1万5千円まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金（23,538円） ・旅費（実費） 		県負担なし
県負担割合（上限額）	10/10 （上記補助額の範囲内）			県負担なし
経費の支払方法	県から登録芸術家等実費を直接支払			事業者等から登録芸術家等に支払

出前体験教室（新潟県文化祭 芸術家派遣事業） 概要

新潟県では、小中学校等に芸術家を講師として派遣し、講話や実技指導を行う「出前体験教室」を実施しています。

本事業は次代の文化の担い手となる若い世代に文化・芸術に触れる機会を提供し、興味・関心を持ってもらい、将来の芸術家や観客層を育成するとともに、県内で文化・芸術活動を行っている芸術家の活動の場を広げることを目的としています。



1. 事業内容

小学校、中学校、特別支援学校（小学部・中学部）、私立中学校、国立学校（小学校・中学校）に芸術家を講師として派遣し、体育館等の学校施設や文化施設等を会場として、児童・生徒や教員、保護者を対象に、実技指導、講話等を実施します。

（1）対象分野

- ・ 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
- ・ 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
- ・ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
- ・ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
- ・ 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、写真など）
- ・ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
- ・ 文学（俳句・短歌、朗読など）
- ・ 生活文化（囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装、食文化など）
- ・ メディア芸術（映画、アニメーション、マンガ、ゲームなど）

（注）上記以外の分野でも、文化芸術活動と考えられるものであればご登録可能です。

(2) 登録要件

新潟県内に居住し、上記対象分野の文化芸術活動を実施している個人又は団体

(3) 実施回数

- ・同一講師による実施回数は最大2回までとします。
- ・また、実施形態として複数の学校が合同で開催する場合があります。

(4) 実施期間（予定）

随時（応募順）～令和9年3月31日

2. 経費

県では、事業実施に必要な経費のうち、次の経費を負担します。

(1) 謝金

講師1人1時間当たり7,600円（1回3時間3人まで）

- ※ 移動、打合せ時間や準備時間は含みません。
- ※ 所得税を源泉徴収します。

(2) 旅費

講師の居住地（又は勤務地）から学校等実施会場までの往復旅費（実施回数分）

- ※ 打合せ等に係る旅費は負担できません。
- ※ 県外からの旅費は負担できません。県内旅費のみの負担となります。
- ※ 所得税を源泉徴収します。

(3) 材料費等消耗品（1事業につき20,000円まで）

対象経費は、本事業実施に当たり直接必要となるものに限ります。

(4) 楽器等レンタル費（1事業につき15,000円まで）

対象経費は、本事業実施に当たり直接必要となるものに限ります。

<負担する経費の例>

- ・ 研修教材費やコピー代
- ・ その他実技指導の際に係る諸雑費

<負担しない経費の例>

- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・ 楽器的調律代
- ・ 演奏する曲の著作権使用料
- ・ 通常学校や児童生徒が所有しているもの
- ・ 飲食代、記念品代、花束代等、個人に受益があるもの

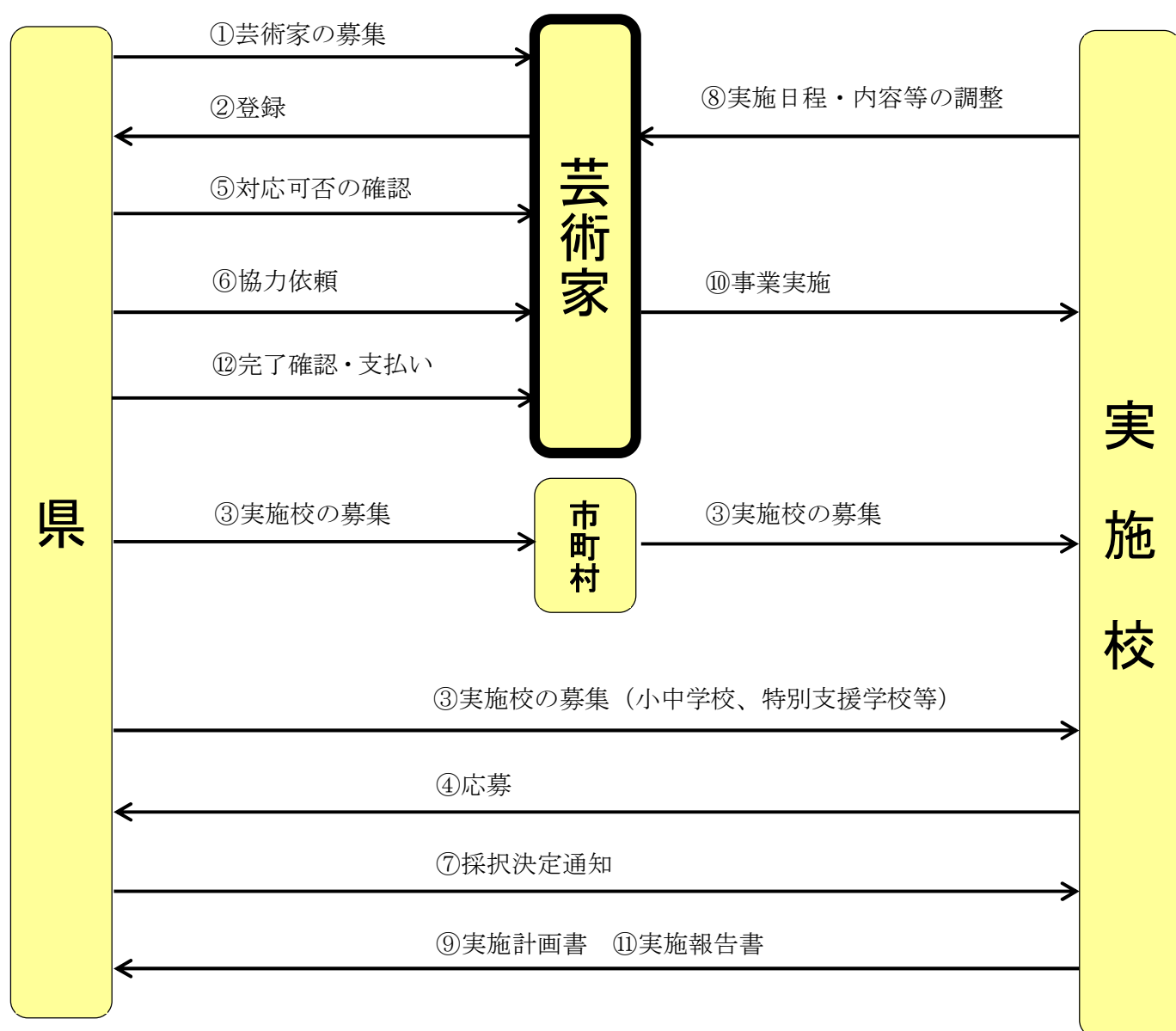
3. 登録後の流れ

芸術家からの申請に基づき、「協力芸術家名簿」を作成します。実施校募集に際して、市町村を通じて、県内小中学校等に情報提供します。

令和8年度については、実施校の募集を随時行います。学校から派遣の希望があった芸術家の方には、随時県文化課から連絡します。

なお、本事業は実施を希望する学校が事業内容やそれに応じた講師選定等を計画するものであり、協力芸術家名簿に登録されていても必ずしも講師派遣の依頼があるわけではありません。

【申請から事業実施、事業費支払いまでのフロー】



出前コンサート（新潟県文化祭 芸術家派遣事業） 概要

新潟県では、県内文化施設等に芸術家を派遣し「出前コンサート」を実施しています。

本事業は、県内文化施設等において、コンサートを実施することにより、あらゆる世代に文化・芸術に触れる機会を提供し、興味・関心を持ってもらい、芸術家や観客層を育成するとともに、歌手、演奏家、その他文化芸術活動を行っている芸術家に活躍の場を提供することを目的としています。



1. 事業内容

本事業を実施する県内施設に芸術家を派遣し、コンサートを実施します。

（1）対象分野

- ・ 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
- ・ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
- ・ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
- ・ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）

（注）上記以外の分野でも、本事業の趣旨に合致する文化芸術活動を行っているアーティストの方であればご登録可能です。

（2）登録要件

新潟県内に居住し、上記対象分野の文化芸術活動を実施している個人又は団体

（3）実施回数

同一の登録芸術家による実施回数は最大2回までとします。

（4）実施期間（予定）

随時（応募順）～令和9年3月31日

2. 経費

県では、事業実施に必要な経費のうち、次の経費を負担します。

(1) 出演料

出演者1人につき23,538円（ただし、1事業につき最大3人まで）

※ 所得税を源泉徴収します。

(2) 旅費

出演者の居住地（又は勤務地）から実施場所までの往復旅費

※ 打合せ等にかかる旅費は負担できません。

※ 県外からの旅費は負担できません。県内旅費のみの負担となります。

※ 所得税を源泉徴収します。

<負担しない経費の例>

- ・チラシ、プログラムなどの印刷代
- ・講師が所有する楽器
- ・コンサートで使用する音響機械等のレンタル代
- ・演奏する曲の著作権手数料

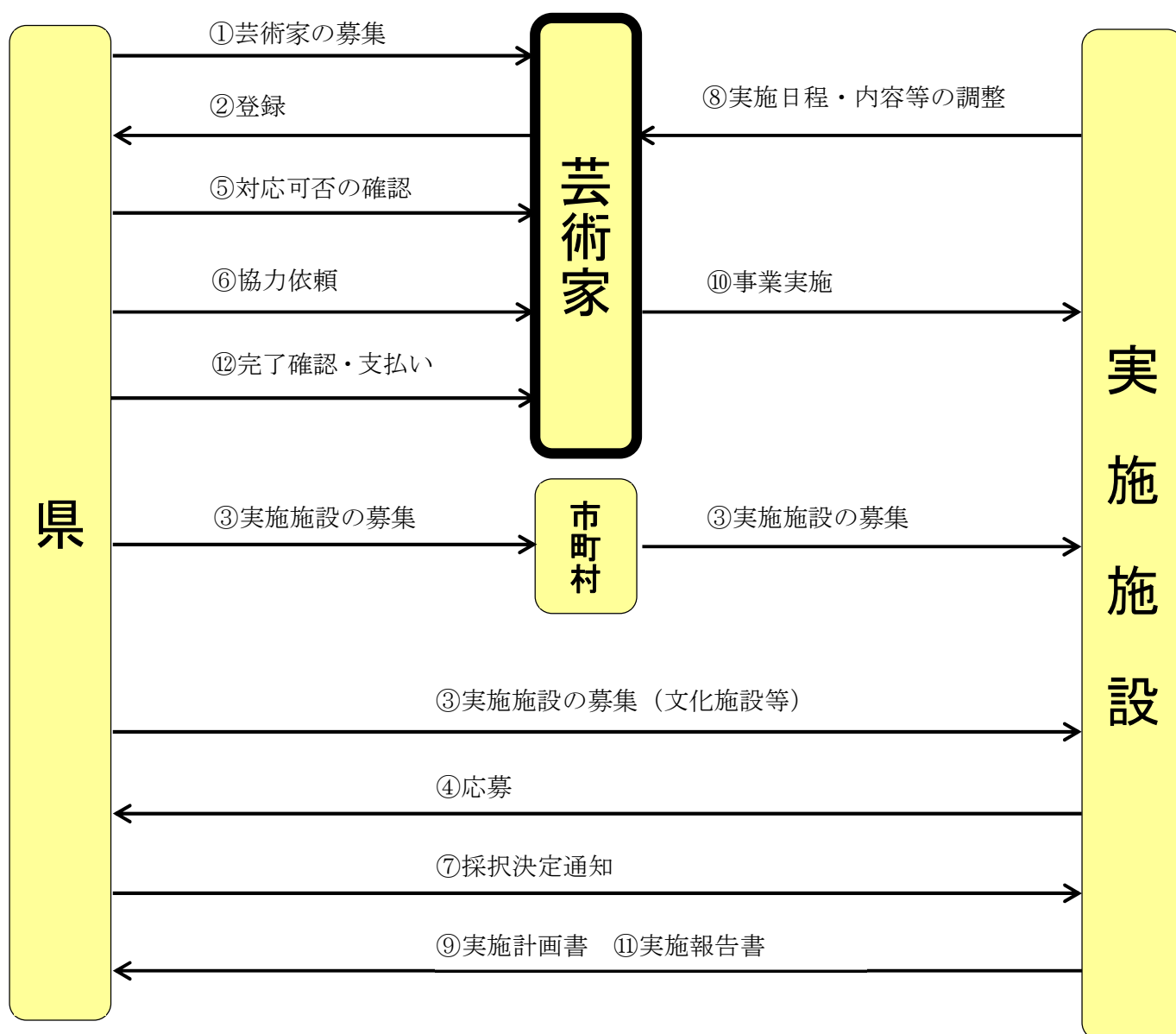
3. 登録後の流れ

芸術家からの申請に基づき、「協力芸術家名簿」を作成します。

令和8年度については、実施施設の募集を随時行います。施設から派遣の希望があった芸術家の方には、随時県文化課から連絡します。

なお、本事業は施設からの派遣希望に基づいて実施するものであり、協力芸術家名簿に登録されても、必ずしも派遣の依頼があるわけではありません。

【申請から事業実施、事業費支払いまでのフロー】



出前ワークショップ（新潟県文化祭 芸術家派遣事業） 概要

新潟県では、県内文化施設等に芸術家を講師として派遣し、講話や実技指導を行う「出前ワークショップ」を実施しています。

本事業は、県内文化施設等において、あらゆる世代に文化・芸術に触れる機会を提供し、実際に参加体験することで、芸術家や観客層を育成するとともに、県内で文化・芸術活動を行っている芸術家の活動の場を広げることを目的としています。



1. 事業内容

本事業を実施する県内施設に、芸術家を講師として派遣し、実技指導、講話等を行う出前ワークショップを実施します。

(1) 対象分野

- ・ 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
- ・ 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
- ・ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
- ・ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
- ・ 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、写真など）
- ・ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
- ・ 文学（俳句・短歌、朗読など）
- ・ 生活文化（囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装、食文化など）
- ・ メディア芸術（映画、アニメーション、マンガ、ゲームなど）

(注) 上記以外の分野でも、文化芸術活動と考えられるものであればご登録可能です。

(2) 登録要件

新潟県内に居住し、上記対象分野の文化芸術活動を実施している個人又は団体

(3) 実施回数

同一講師による実施回数は最大2回までとします。

(4) 実施期間（予定）

随時（応募順）～令和9年3月31日

2. 経費

県では、事業実施に必要な経費のうち、次の経費を負担します。

(1) 謝金

1人につき23,538円（ただし、1事業につき最大3人まで）

※ 所得税を源泉徴収します。

(2) 旅費

講師の居住地（又は勤務地）から実施場所までの往復旅費（実施回数分）

※ 打合せ等に係る旅費は負担できません。

※ 県外からの旅費は負担できません。県内旅費のみの負担となります。

※ 所得税を源泉徴収します。

<負担しない経費の例>

- ・ 研修教材費やコピー代
- ・ 講師が所有する物のレンタル代
- ・ 講師が所有する物をメンテナンスする場合の費用
- ・ 楽器の調律代
- ・ 演奏する曲の著作権使用料
- ・ 飲食代、記念品代、花束代等、個人に受益があるもの
- ・ その他実技指導の際に係る諸雑費

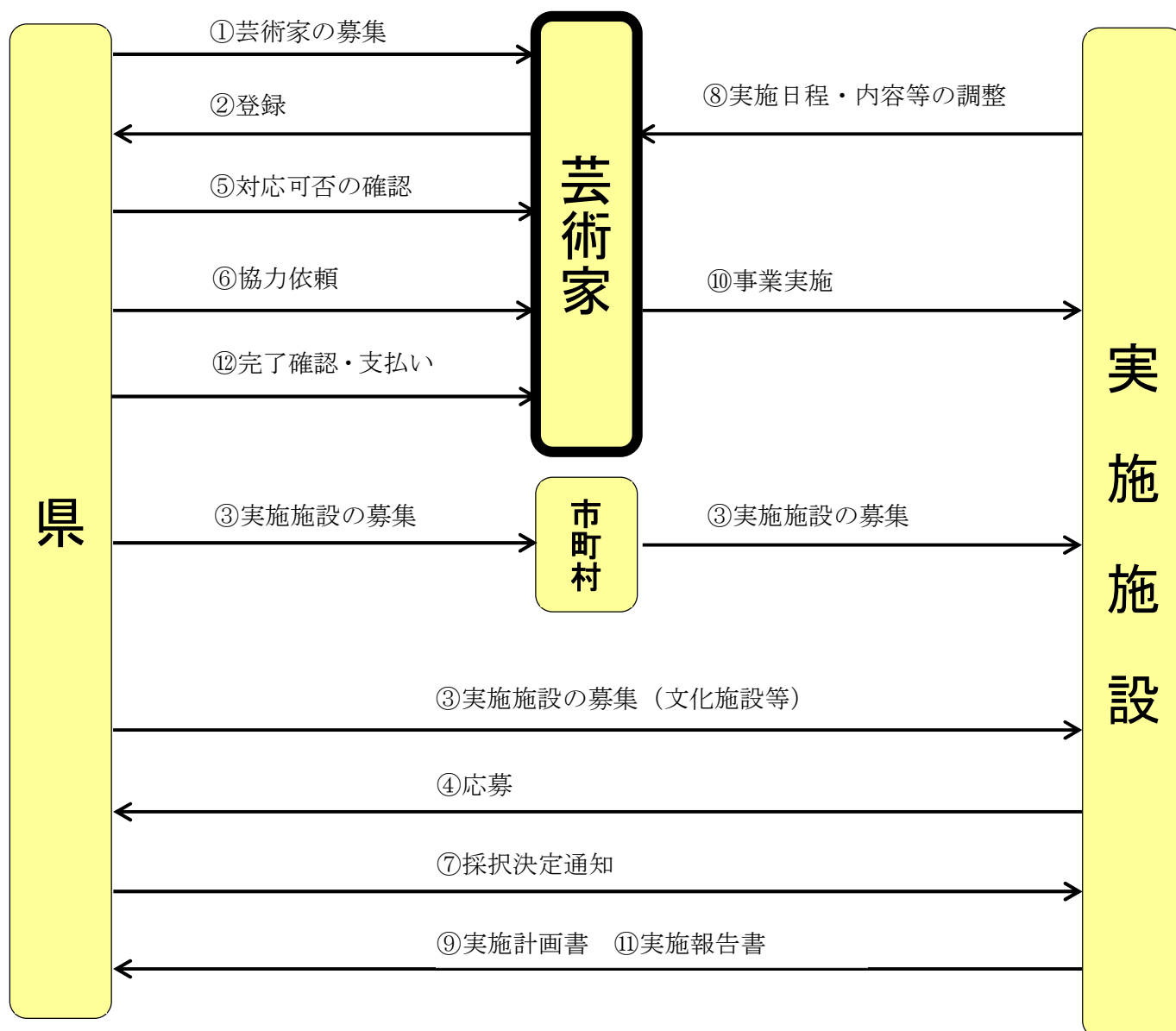
3. 登録後の流れ

芸術家からの申請に基づき、「協力芸術家名簿」を作成します。

令和8年度については、実施施設の募集を随時行います。施設から派遣の希望があった芸術家の方には、随時県文化課から連絡します。

なお、本事業は施設からの派遣希望に基づいて実施するものであり、協力芸術家名簿に登録いても、必ずしも講師派遣の依頼があるわけではありません。

【申請から事業実施、事業費支払いまでのフロー】



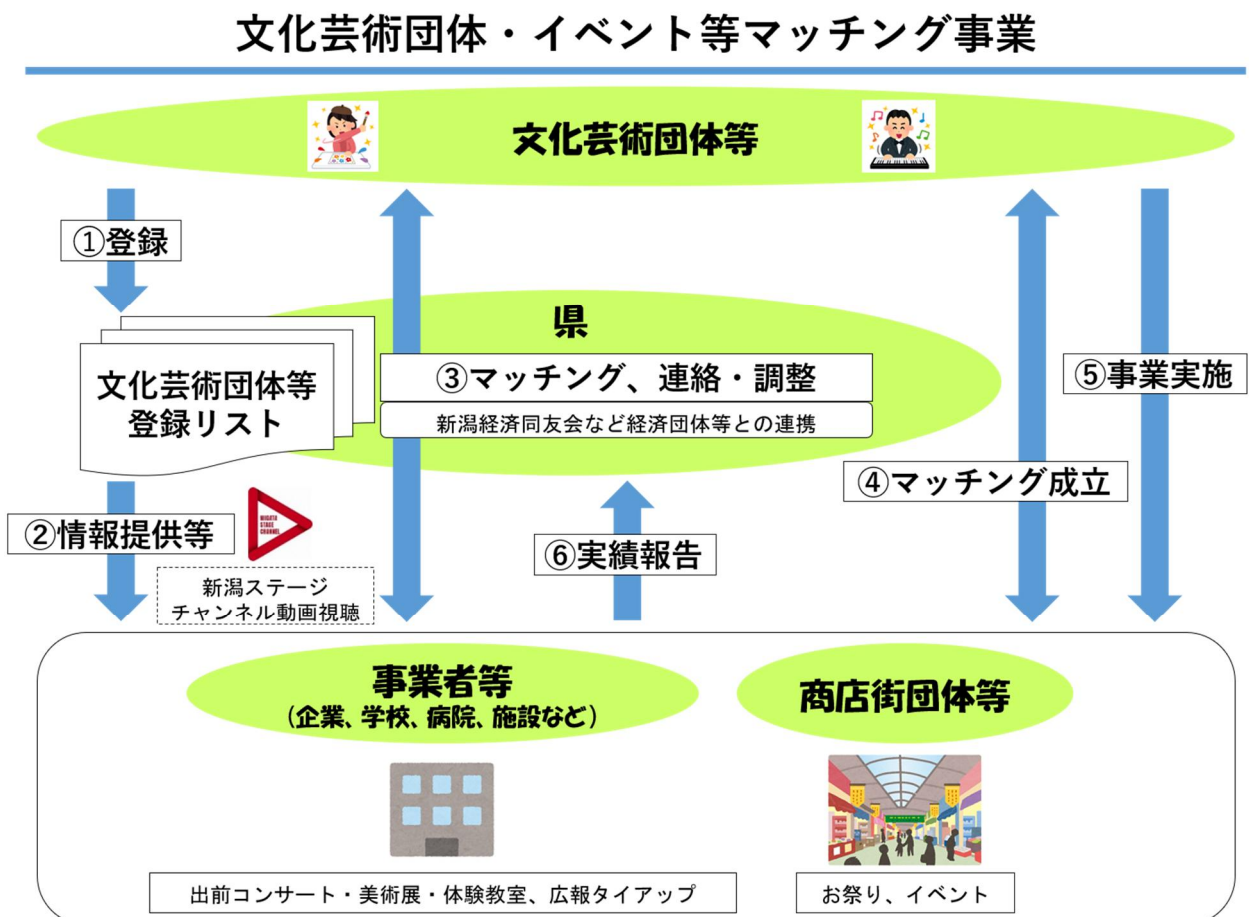
文化芸術団体・イベント等マッチング事業 概要

新潟県では、文化芸術団体・個人と企業等のマッチングを行う「文化芸術団体・イベント等マッチング事業」を実施します。

この事業は、文化芸術団体・個人等が、事業者等とのマッチングによる新たな活動場所を確保することにより、文化芸術活動の維持・継続を図るとともに、新潟の文化芸術を産業界が支え、文化芸術が産業界の発展につながるスキームを構築することを目的としています。

1. 事業内容

県が、文化芸術団体等と事業者等のマッチングを行い、文化芸術団体等と事業者等が連携・協働して行う新たな活動を支援します。



(事業の流れ)

① 登録

マッチングを希望する文化芸術団体等は「マッチング芸術家登録票」を県へ提出します。

② 情報提供等

県は内容を審査の上、「マッチング登録芸術名簿」に登録し、事業者、商店街団体などに情報提供します。

③ マッチング、連絡・調整

事業者、商店街団体などから、出前コンサートの実施やイベントの出演依頼等の希望を県が受け付け、事業者等と登録芸術家のマッチングをします。

④ マッチング成立

登録芸術家が事業者等の依頼内容を承諾いただけるようであれば、マッチング成立です。

⑤ 事業実施

登録芸術家と事業者等が事業を実施します。事業者等は登録芸術家に出演料等を支払います。

⑥ 実績報告

事業実施後、事業者等は県に実績報告を提出します。

2. 芸術家登録

(1) 対象者

新潟県内に居住、又は県内を主な拠点に音楽、演劇、舞踏、美術、伝統芸能等の文化芸術活動を行っている団体又は個人

(2) 対象分野

- ・ 音楽（ピアノ、声楽、弦楽器、パーカッション、管楽器、合唱など）
- ・ 演劇（現代劇、ミュージカル、人形劇など）
- ・ 舞踊（バレエ、現代舞踊、身体表現など）
- ・ 大衆芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など）
- ・ 美術（洋画、日本画、版画、彫刻、写真など）
- ・ 伝統芸能（歌舞伎、能楽、人形浄瑠璃、日本舞踊、和太鼓、箏、三味線など）
- ・ 文学（俳句・短歌、朗読など）
- ・ 生活文化（囲碁、将棋、茶道、華道、書道、和装、食文化など）
- ・ メディア芸術（映画、アニメーション、マンガ、ゲームなど）

(注) 上記以外の分野でも、文化芸術活動と考えられるものであればご登録可能です。

3. 登録後の流れ

芸術家からの申請に基づき、「マッチング登録芸術家名簿」を作成します。

事業者等から事業実施の希望があった芸術家の方には、随時、県文化課から連絡します。事業実施の希望は期間を定めず募集しています。

なお、本事業は事業者等からの事業実施希望に基づいて実施するものであり、協力者名簿に登録されていても必ずしも事業者等からの依頼があるわけではありません。